

# うっしっしいー情報2014

11月市



豊岡農業改良普及センター

11月12日に行われましたセリ市全体の平均価格は、去勢が81万1千円、雌が71万でした。

普及センター調べ（税込価格）

（本人落としも含むため、JA公表数値とは異なります。また、雄子牛は含みません）

地域	去勢			雌			総計	
	頭数	DG	平均価格	頭数	DG	平均価格	頭数	平均価格
宍粟・佐用	16	1.0	786,105	8	0.831	647,460	24	739,890
篠山	5	0.956	785,160	5	0.911	707,832	10	746,496
丹波	23	0.938	800,562	17	0.890	723,155	40	767,664
朝来	5	0.908	793,800	2	0.698	620,460	7	744,274
播磨	15	0.994	828,720	12	0.853	674,640	27	760,240
美方郡	74	0.987	806,454	60	0.878	731,718	134	772,990
豊岡	34	0.958	812,668	21	0.883	721,800	55	777,973
養父	18	1.056	852,960	26	0.857	704,160	44	765,033
摂津・神戸	2	1.012	876,960	2	0.721	564,300	4	720,630
県北C	1	0.844	752,760	3	0.852	623,880	4	656,100
市場全体	193	0.981	810,800	156	0.868	709,733	349	765,624

# 11月市種雄牛ランキング

順位	種雄牛	去勢			雌			総計	
		頭数	平均DG	平均価格	頭数	平均DG	平均価格	頭数	平均価格
1	菊毬土井	5	1.033	764,208	5	0.893	880,848	10	822,528
2	丸宮土井	43	0.976	852,346	22	0.843	726,447	65	809,734
3	芳悠土井	47	0.988	823,351	40	0.898	753,786	87	791,367
	総計	193	0.981	810,800	156	0.868	709,733	349	765,624
4	照忠土井	8	0.982	777,060	4	0.872	731,970	12	762,030
5	芳山土井	27	0.994	816,320	25	0.849	672,235	52	747,048
6	福芳土井	20	0.989	768,906	18	0.904	701,040	38	736,759
7	丸富土井	24	0.922	782,190	28	0.840	662,850	52	717,930

価格は税込み (10頭以上の出荷があった種雄牛のみ記載)

## ランキング種雄牛の育種価

	種雄牛	枝肉重量	ロス芯面積	バラの厚さ	皮下脂肪厚	歩留	脂肪交雑
1	菊毬土井	A+ → A	A+ → A	A+ A	B	A+ → A	B
2	丸宮土井	B	B	A+	A++	A+	A++
3	芳悠土井	A+	A	A+	A	A	A+++
4	照忠土井	B	A++	B → A	A+	A++ → A+++	A+
5	芳山土井	A++ → A+	A+++	A+++ → A++	C	A++	A++
6	福芳土井	A++	B	A++	C	C	A
7	丸富土井	A → B	A++	C → D	C	A	A++

北部農業技術センター提供 (育種価評価は平成26年07月現在)

なお、何か困ったこと(飼養管理、堆肥問題等)、情報(子牛価格等)や、この資料配布でご不明な点や誤りなどありましたら、下記までお気軽にお電話ください。

豊岡農業改良普及センター畜産担当まで(0796-26-3708)

# もしかして消費税の課税事業者になるかも？

## ～税率8%と子牛価格の高騰がもたらす影響～

昨年の売上げが800万円以上の方は要注意？！

今年は、消費税率が4月1日より8%に増税されたことから申告作業に注意が必要です。また、子牛価格が高騰して売上高が増加し、2年後(H28年)消費税を支払う事業者に該当する可能性があります。そこで今回と次回は、消費税についてちょっと整理してみます(内容が該当農家に限定されることお詫びします m(\_ \_)m )。

### 1 消費税率が5%から8%への増税で作業が増える？

今年の消費税は、1月1日～3月31日までは5%、4月1日～12月31日までが8%です。従って、消費税計算は、3月31日までとそれ以降のそれぞれで売上高と仕入高を計算し、それを合計しなければなりません。例年だと1年を通して一括計算できたものが、今年は2つに分ける作業が必要になります。

### 2 初めての課税事業者(消費税申告をする事業者)に該当するのはいつ？

#### (1) 課税事業者になる？ならない？の判定は？

当該年に課税事業者になる、ならないは、基準期間(判定期間みたいなもの)となる2年前の課税売上高(注を参照)で決定されます。例えば、平成26年の課税売上高が1,000万円超となると、2年後の平成28年には課税事業者となり、その申告書に沿って計算することになります。以前、質問があった「平成28年の課税売上高が1,000万円以下なのに消費税を支払うの？」答えは「2年前の課税売上高でH28は課税事業者に決まっているため消費税申告作業が必要になります。」です。

#### (注) 課税売上高と課税事業者の関係

課税・免税事業者の判定に使う課税売上高は、農畜産物の販売金額、家事消費、事業用資産(中古農業機械や老廃牛、成牛)の売却収入などの合計金額です。従って、平成〇年分所得税青色申告決算書(農業所得用)の収入金額計と同額にはなりません。

また、雑収入に記載してある国や県から支給される各種補助金は基本的に含みませんが取り扱いが異なる場合があるため関係機関にお尋ね下さい。

次に、課税売上高は、免税事業者の場合、**消費税込み**で計算をし、課税事業者は**消費税抜き**で計算します。その額が1,000万円超だと2年後は課税事業者になります。この関係については、下の図を参照して下さい。

売上げ年 (基準期間)		H26 (H24)	H27 (H25)	H28 (H26)	H29 (H279)	H30 (H28)	H31 (H29)
農家A	事業者区分	免税	免税	課税	免税	免税	課税
	売上高(万円:税込み)	1,080	990	1,080	1,080	990	1,080
	課税売上高(万円)	1,080	990	1,000	1,080	990	1,000
	消費税申告作業	無	無	有	無	無	有
農家B	事業者区分	免税	免税	課税	免税	課税	課税
	売上高(万円:税込み)	1,080	990	1,100	1,001	990	1,080
	課税売上高(万円)	1,080	990	1,018	1,001	916	1,000
	消費税申告作業	無	無	有	無	有	有

※消費税は8%とします。

#### 【具体例：H30年の場合】

①農家A：2年前(H28)が1,000万円以下→H30：免税→消費税申告作業：無→課税売上高：990万円

②農家B：2年前(H28)が1,000万円超 →H30：課税→消費税申告作業：有→課税売上高：916万円(990万円÷1.08)

#### (2) 免税事業者のメリットを活かす工夫

課税事業者になると、消費税の納付やその事務負担が発生します。そのため免税事業者のメリットを活かす工夫も経営上大切なことです。

例えば、子牛を15頭販売している方の平均販売価格(税込み)が、50万円、あるいは70万円の場合、

①平均価格が50万円の場合：50万円×15頭＝750万円→2年後は免税事業者

②平均価格が70万円の場合：70万円×15頭＝1,050万円→2年後は課税事業者

となります。そこで②の場合、出荷予定の子牛1頭を翌年の1月市に出荷することで、今年の課税売上高は、70万円×14頭＝980万円となり2年後は免税事業者となります。この見極めをするためにも、早めに売上高(税込み価格)を計算する必要があります(子牛の相場や出荷月齢、成育状況等で簡単にいかないかもしれませんが・・・)。

今回は、ここまでです。次回は課税事業者になった場合、各種届け出が必要となるため、その事務手続きを整理します。